

一般社団法人宮崎県社会福祉士会役員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人宮崎県社会福祉士会定款第26条第3項に基づき、役員選出に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(役員の定数)

第3条 定款第25条の定めるところにより、理事の定数は7名以上10名以内、監事の定数は1名以上とする。

(役員の選任)

第4条 総会における役員の選任にあたり、理事会は次条の規定に従って選出された候補者につき役員候補者名簿を作成し、総会に議案として提出する。

2 役員候補者名簿は、総会の招集通知とともに会員に送付しなければならない。

(役員候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、立候補に基づき正会員による選挙で候補者を選出する。
- (2) 監事は、理事会の議決により候補者を選出する。

(理事候補者の選挙)

第6条 理事候補者の選挙（以下、「選挙」という。）は、役員改選にあたる総会の日の60日前までに行う。

- 2 選挙の公示（以下、「公示」という。）は、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 3 立候補の受付期間は、20日以上30日を超えない範囲とする。
- 4 立候補者は、正会員であることを要件とする。
- 5 立候補者は、所定の立候補届けに立候補の理由を明記し、提出しなければならない。
- 6 立候補者には、正会員2人以上の推薦を必要とする。
- 7 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記しなければならない。
- 8 推荐者が推薦できる立候補者は、1名とする。
- 9 推荐者は、立候補することができない。
- 10 選挙の方法、その他選挙の細目については、理事会において別に定める。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙に係る事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員の定数は3人とし、理事会が任命し、会長が委嘱する。ただし、選挙管理委員として理事、監事を任命することはできない。
- 3 選挙管理委員の互選により委員長1人を選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会から翌々年の総会までの2年間とする。ただし、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお選挙管理委員としての権利義務を有する。
- 5 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

(選挙管理委員会の業務)

第8条 選挙管理委員会は選挙に関する次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付及び審査
- (3) 投票と開票の管理及び投票の有効・無効の判定
- (4) 選挙結果の確定
- (5) 総会における報告
- (6) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

2 選挙管理委員会は、立候補した理事候補者数が定数に満たない場合は、理事候補者の推薦を行う。

(欠員)

第7条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会と選挙管理委員会との協議の上、理事会において決定する。

(委任)

第9条 この規則の適用及び細目に関する事項は、理事会の議決するところによるものとする。

(改正)

第10条 この規則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(施行)

第11条 この規則は、2010年度の役員選出から適用する。

附 則

- 1 この規則は、2009年6月13日から施行する。
- 2 規則第8条第2項の規定に係わらず、2010年度の役員選出に係る選挙管理委員の任期は、2012年の3月総会までとする。
- 3 2009年8月8日一部改正（第6条関係）
- 4 2014年2月15日一部改正
- 5 2015年1月28日一部改正